学校施設の社会体育利用について

上山市教育委員会スポーツ振興課

市内小中学校屋内運動場及び屋外運動場については、上山市学校施設条例に基づき、学校活動に支障がない場合、教育委員会（小中学校長）の許可を受けて使用することが出来ます。

新型コロナウィルス感染防止のため使用を休止しておりましたが、学校活動に支障をきたさないための対策を行うことができることを条件に使用再開いたします。

各学校施設は、多くの児童生徒の活動が行われる施設であり、使用責任者、指導者等は十分に使用する学校と打合せを行い使用してください。

なお、当面の間、規定の申請書のほか、本様式及び使用者名簿を提出し、使用する学校と確認してください。

【遵守事項】

□　申請、鍵返却のための学校訪問時は、徹底した感染防止対策を行ってから入る。

□　発熱及び感冒症状者、身近に感染が疑われる方がいる者などは、活動前に確認し参加させない。

□　使用責任者は、毎回使用者全員の名簿を把握し提出するとともに、同様に活動名簿を使用日から最低１ヶ月間管理し問合せ等に対応する。

□　使用団体関係者で感染者が明らかになった場合、速やかに報告し調査協力する。

□　学校活動は例年のスケジュールではないため、当初使用申請が許可されても、学校活動スケジュールを優先し、取消し、変更される場合があります。

□　責任者のいる団体等の使用とし、個人使用はできません。

□　設備以外の用具は使用者が持参し、学校の用具（ボール等）は使用しない。

□　手の触れたドア、ドアノブ、設備（錆び・変色するもの除く）等使用者が消毒を準備し実施する。

□　床、トイレ（使用の場合）の清掃、ゴミの持ち帰りを徹底する。

令和　年　月　日　　上記遵守事項確認し使用いたします。

上山市立　　　　　　　学校長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用団体名 | 使用責任者 | 緊急連絡電話 |
|  |  |  |
| 使用施設名 | 上山市立　　　　（小・中）学校　　（体育館・グラウンド） |
| 使用日時 | 令和　　年　　月　　日　　　　時　　分～　　　　　　時　　分 |